文教厚生委員会 会議録

日 時 平成30年4月10日(火曜日)

午後1時00分開会、午後2時28分閉会

場 所 第2委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
- (1) 受動喫煙防止条例に関する調査・研究
- (2) 意見交換
- (3) その他
- 4 閉 会

出席委員(9名)

委員長 栁澤 明

副委員長 井上 圭一

委 員 松本 茂男

委 員 折本 明

委員 福田 一夫

委 員 荒井 武

委 員 鈴木 一彦

委 員 下村 壽郎

委員 塚原 圭二

欠席委員(0名)

説明のため出席した者 (6名)

保健福祉部長 川村 正明

市民生活部長 小松澤 文雄

建設部長 柴沼 正弘

健康增進課長 塚本 浩幸

環境衛生課長 五来 顕

公園街路課長 岡田 良一

事務局職員出席者(2名)

次 長 川上 勇二

係 長 宮崎 清司

傍聴者(0名)

○**栁澤委員長** ただ今から文教厚生委員会 受動喫煙防止条例に関する勉強会を開催 いたします。

前回に引き続きまして、受動喫煙防止条例に関する勉強会第2回になりますが、この前は1月に行いました。その時の話の中で、条例文、他市もいくつか参考にしてたたき台を作っていこう、という話がございましたので、事務局にお願いして新たに4ヵ所の条例を取ってまいりまして、お手元に配布をしております。まず、川崎市と八王子市、渋谷区、それと美唄市4ヵ所です。これについて事務局の方から経緯、説明をして下さい。

○宮崎事務局係長 受動喫煙についての条例ということで、駅前に重点区域が設定され、かつ喫煙場所を設けているもの3つ、受動喫煙防止条例を制定しているもの1つを、選ばせていただいております。簡単になりますが順に説明させていただきます。まず資料1、川崎市路上喫煙防止対策について、でございますけれども、道路や駅前広場などの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼けこげをつけたりする恐れがあることから、他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として、条例を定めたものとなっております。条例では市内全域で路上喫煙をしないよう努める。努力義務となっており、なかでも主要の駅周辺など多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」と指定し、指定した喫煙場所を除き喫煙を禁止してございます。この重点区域の中で、路上喫煙防止指導員による巡回が行われまして、路上喫煙者への注意・指導を行い、これに従わない悪質な違反者には罰則を適用し過料を徴収しております。

続いて資料2,八王子市路上喫煙の防止に関する条例,でございます。市では喫煙マナーの向上を図るため、様々な啓発活動を展開してきましたが、その活動により一定の効果はみられるものの、市民からの苦情は絶えることなく、その結果安全な歩行空間を確保することにより、快適に過ごすことができるまちづくりを推進するため、条例を制定したものでございます。条例の中で喫煙者の責任として喫煙をする際には、携帯灰皿や備え付けの灰皿を利用し、吸殻のポイ捨てをしないなどの喫煙マナーを守っていただくようお願いし、こちらは努力義務ですけれども市内全域で歩きたばこを禁止し、特に多くの人が往来する4つの駅周辺を「路上喫煙禁止区域」に指定しておりまして、指定の喫煙所以外での歩きたばこを含む路上喫煙を禁止しています。こちらの条文によりますと、違反者に指導を行い指導に従わない場合には、過料を徴収してございます。川崎市と似ているものでございます。

続きまして資料3でございます。渋谷区分煙ルールを進めます,でございますけれども,こちらは条例の定めはございません。「歩行喫煙はしない」「たばこは決められた場所で吸う」という2つのルールを定め、喫煙者のモラルとマナーの向上を訴えているものでございます。人が多く往来する駅周辺の半径300メートル以内を,「分煙ルール重

点区域」に指定しておりまして、写真のような喫煙所を設け灰皿のある場所以外での喫煙を禁止しているものでございます。下に公園内の分煙環境の記事がございますが、「市全体で歩行喫煙はしない」「決められた場所で吸う」という2つのルールがあり、これに沿って各部署で啓発や整備等しているようでございます。

次に、北海道の美唄市「受動喫煙防止条例」について、でございますけれども、1、2枚目は、条例を制定するために協力した医師会の活動の内容でございます。記事によりますと、平成21年度に条例の制定を要望して、7年で実を結んだようでございまして、その間には、通学路での喫煙禁止を含む受動喫煙防止条例(案)に対するパブリックコメントで、過去最高660件の意見が出されまして、約85%が賛成意見となったそうですが、たばこ販売組合などが、パブコメの応募数を上回る数の反対署名が出され、一度延期になったようでございます。3枚目に条例がございますけれども、(目的)として第1条、上から4行目を朗読させていただきますけれども、市民がたばこの煙にさらされることによる健康被害を避け、健康づくりをより一層推進することができるよう、受動喫煙を防止するための措置等を定め、市民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的としています。また「受動喫煙防止対策」の内容で、ございますけれども、資料の、一番最後の別表の第1第2をご覧いただければと思います。

別表1の対象施設(1)幼稚園,小学校(2)病院又は診療所などとございますけれども,こちらの施設につきましては,必要に応じて敷地内の禁煙又は施設内の禁煙の措置を講ずるよう努めなければならない。となっております。別表2の対象施設につきまして,(1)物品販売業を営む店舗(2)銀行その他の金融機関,その他ございますけれども,こちらの施設につきましては,必要に応じて施設内禁煙又は分煙の措置を講ずるよう努めなければならない。と努力義務を規定しております。こちらの条例は主に,施設内の禁煙や分煙を定めているものでございます。簡単でございますが,説明は以上でございます。

○**栁澤委員長** ありがとうございました。委員の皆様にお願いなんですが、この4件の条例を読みだすとこれだけで終わってしまうので、委員会の後にじっくりとそれぞれ読み込んでいただいて、前回の資料と合わせて読み込んでおいて下さい。それぞれ各委員さんごとに自分の頭の中で、土浦市はこういうのがいいだろうと考えていただたいというふうに思います。その話は次回には、そういう段階に入っていきたいと思っていますので、1ヶ月か2ヵ月後に設定しますが、是非とも各自が自分ならばこうすると、ある程度きちんとしたものを構築していただきたいというふうに思います。ということで、参考資料1から4は持ち帰ってきちんと読んで下さい。今日はもう1点資料の5というのがありますが、条例制定までのスケジュール、これを決めていきたいと考えております。事務局スケジュール(案)について説明をして下さい。

○宮崎事務局係長 資料5の条例制定までのスケジュール(案)でございますけれども,

①の案でございますが、31年9月に条例を施行するスケジュールでございまして、8月の末までに条例の素案を協議決定し、9月の第3回定例会中に全員協議会を開催し、議員全員に報告、ご意見をお聞きし10月に関係団体との協議、11月に勉強会、12月に第4回定例会で全員協議会を開催し議員全員に報告。1月から約1ヶ月間をパブリックコメントの期間としまして、2月に勉強会を開催し、平成31年第1回定例会で条例案を上程し議決していただければ、4月から5ヶ月間を周知期間として、9月に条例を施行するものでございます。②案につきましては、①案より素案の作成期間を短くして、31年の6月に条例を施行するスケジュール(案)でございます。よろしくお願いします。

- ○**栁澤委員長** 単純に素案作成の時間の差だけなんですかね。右側の②の案の勉強会の ③が6月になっていますが、8月まで下げると①案と同じになるのかな。どうですかね、 ①案といっしょになっちゃう?手続きはいっしょなんだよね。
- ○宮崎事務局係長 はい。
- ○**栁澤委員長** はい分かりました。委員の皆様にお聞きします。ただ今説明のありましたスケジュール(案)についていかがいたしましょうか。これ以外にあればそんなことも含めてどうでしょう。いずれにしても、来年の9月は国体が始まるので、それまでには条例を制定しておきたい。ということは、当初からの申し合わせ通りでありまして、6月から施行するか、9月から施行するのかという単純にそれだけの差なんですね。ご意見いかがでしょうか。
- ○鈴木委員 吸う方の側になった時に、国体に合わせて条例を作っていくわけなんだけ ど、9月1日から2週間ぐらいで徹底できるものなんだろうか。吸う方の意識はどうなんですか?言われたらすぐに出来るのであろうか。
- ○**栁澤委員長** 我々は携わっているから、1日からだめだよと言われたらその通り出来るけど、一般の人はどうなんだろうね。そのために周知期間を取ってあるので、それはそれで何とかなるのかなという思いはあるんですけど。
- ○鈴木委員 それが出来るのであれば9月1日からの方が、日程的には余裕があっていいと思うんですけど。
- ○**栁澤委員長** 素案作成の時間ですよね。②案ではほぼ5月中に作ってしまおうよと、いうような日程だからこれはちょっと無理があるのかという気がするし、9月1日と言わずに周知期間を4ヶ月取っているのか、周知期間が4ヶ月でも5ヶ月でも実際はそんなに変わらない。鈴木委員のおっしゃる9月1日条例施行で、きちっと足並みが揃うのかというのであれば、8月1日にして1ヶ月様子を見て、その間に色々注意をさせてもらってというような方法もあるのではないかと思うのですがどうでしょう?他の委員の皆さん。松本先生どうですか?たばこを吸わない人の代表でご意見ございますか。
- ○松本委員 私なんかたばこを吸わないですけど、期間を延ばしても同じじゃないかと

思うんですよ。 4ヶ月なら4ヶ月の間に徹底させた方がかえっていいのかなという気がする。

- ○栁澤委員長 問題になってくるのは周知期間が問題になってくる。
- ○松本委員 そうですね。
- ○**栁澤委員長** あまり短くても、1~2ヶ月では足りない。①案では5ヶ月取ったんですよ。②案でも5ヶ月取ってある。どうでしょう。一般的に、では執行部の皆さんからご意見ちょうだいしたいんですが、一般的にこういった条例を執行部は色々な条例を作ってきましたよね。周知期間というのは一般的にどうなんですか。
- ○柴沼建設部長 周知期間については、①案②案については問題ないですが、執行部の方で不安になっているのは、看板設置とか禁煙スペースの整備、こちらが平成31年度の予算で施行するようになりますので、6月1日の施行までに整備が終わるのだろうか、4月から入札、契約していきますと。
- ○栁澤委員長 新年度の予算で出来る。
- ○**集沼建設部長** ①案②案とも新年度の予算ですので、最初の入札案件で上げたとして も、ゴールデンウィーク明けぐらいが業者入札になりますので、そういった中で6月1 日のスタートに間に合わせられるのかというのが不安なところがあるのが事実です。
- ○**栁澤委員長** 6月に執行するのは現実的な話ではないので、という執行部から話があったのですが、それも含めて下村委員どうですか。
- ○下村委員 9月1日条例施行がいいのかな、と思います。参考に各4市のものがあって、一つの市は条例が無く、モラル的なマナーの規制をしているだけですが、今回条例として制定するのであれば、執行部に逆にお聞きしたいですけど、条例文の重みによって作成する期間、市の責務だとか、色々なものがあるわけですね。例えば、審議しなくてはいけないどこかの機関、当然一つ一つが良いか悪いかになってくる、と思うんですよ。そのことが勉強会でやった理由だとしても、3月に重くなければ簡単に出来ると思うけど、重くなるとずれたりすると私なりに想定する。その辺が逆に、環境の関係で昨年環境条例を作ったよね。持ち去り禁止に関する、あれを全部変更したんだよね。あいうのも条例を作ると時間がかかるんですよ。その辺によってスケジュールが変わってくると困る。というのが私の意見です。
- ○**栁澤委員長** 当然,市の責務なんて言葉が入ってくる可能性が大きいわけですよ。これから進めていけば執行部の方としても,いきなり議会で議決して施行となっても困ってしまう。そのために,勉強会をこれからも複数回やりながら,その都度執行部の皆さんに相談に乗ってもらい,今現在,土浦市としての条文(案)というたたき台はないのでコメントしようがない。これから,次回以降出していきますので,それについて1点1点,委員会と執行部が向き合って会議を進めていきたい。そうすれば改めて条文が完成してからこれはどうでしょう。という話をしなくてもスムーズにいけるのかな,とい

う気がする。今日は部長も3人おいでのようです。各部長全体会議で細かい各論に入っていった場合には、上にも報告義務があるでしょう。あくまでも部長のレベルで進めていっちゃうのかな。

- ○川村保健福祉部長 当然,市長,副市長に説明をいたします。
- ○**栁澤委員長** その段階, 段階ですり合わせをやっていった方がスムーズに出来るんだろうと思いますよ。今日は細かい話に入ってはいかないですが,このテーマについて色々な検討をした。それは明日以降,部長から副市長,市長にあげてもらって,こんなことがあったけどどうなんだ。というような話が当然あるわけですよ。というふうに想像するんだけれども,その後も次回の会議に反映させられればいいだろうなとの繰り返し。それを2~3回繰り返せばスムーズに作りあがるのではないかというふうに勝手に思っているわけです。
- ○下村委員 条文はどこかで審議する法律的なものにからんで、そこの期間が大幅に取られるとスケジュールが出来ないのかな?その辺は執行部で環境に関しても、資源ごみ施策に関しても変更した時に、どのぐらいかかったのかなとそういうのを参考に聞きたかった。
- ○小松澤市民生活部長 パブリックコメントで市民の声を聞くんですけど,市の内部としては法令審査会というのがあります。条例,規則,全部一言一句,法令審査会で審査した上で決めていく,という私の記憶ではあるんですけど,パブリックコメントの後なのか前なのか分からないですけれど,最低でも1ヶ月はかかると思います。
- ○栁澤委員長 法令審査会,初めて聞くけど。
- ○小松澤市民生活部長 市の職員で構成されているもので、そこの審査を経た上で条文が出来ていくという流れです。
- \bigcirc **栁澤委員長** 1 ヶ月かかるのか。
- ○小松澤市民生活部長 準備期間も含めて1ヶ月ぐらいはかかると思います。
- ○下村委員 例えば議会基本条例を制定した時もそういうものがあったはずと思うんです。それに期間を費やしているんだろうと思うんです。私は議会基本条例の時には分かりませんが、だからスケジュールの中で想定しなければいけないのは、その辺の期間はどれぐらいかかるのかな、それによって大分変わっていってしまう。宿題になってしまうのか分かりませんが、今の執行部の皆さんに法令審査会と、部長が言ったパブリックコメントの後なのか前なのか、というところも調べておいて下さい。
- ○栁澤委員長 法令審査会というのは、議会に提出した条例案でも同じ手続きをふむのかな。内部からの条例ではなくて。
- ○小松澤市民生活部長 まだ経験がないので聞かないと分かりません。
- ○栁澤委員長 川上次長,基本条例の時はどうだった。
- ○川上事務局次長 正式な法令審査会は通っていません。法令審査会のメンバーに見て

もらったものがあがってきています。

- ○栁澤委員長 それで手直しがあれば手直しをする。それでいいわけだ。であれば1ヶ月もかからないでしょう。小松澤部長。
- ○小松澤市民生活部長 メンバーが色々な課に股がっています。
- ○栁澤委員長 メンバーは何人いるんですか。
- ○小松澤市民生活部長 10人ぐらいいたと思います。
- ○栁澤委員長 そんなにいるの?
- ○小松澤市民生活部長 経験から言うとこの庁舎を大和町9番1号に移転する。という 1行の文書でも法令審査会にかけています。ですから通常は必要です。
- ○栁澤委員長 マックス通常1ヶ月かかるとして、この1ヶ月がどこかで余裕を取れればいいということだね。これは、一般的にパブコメの前ということになるよね。
- ○小松澤市民生活部長 後だったような気がします。
- ○栁澤委員長 パブコメの後?パブコメはパブコメで。
- ○小松澤市民生活部長 パブコメというのは主旨を添えて。
- ○栁澤委員長 主旨だけでいいでいいわけだ。
- ○小松澤市民生活部長 主旨だけではなく全部あった方がいいんですけど、主旨をこういう意味で作っている、というものを出してパブリックコメントにかけて出したと思います。
- ○栁澤委員長 川崎の例を取ると、何でこういう条例を作るんだという説明書きみたいなもので、このような程度でパブコメはいいのだろうか。
- ○小松澤市民生活部長 もっと細かいです。地域をどこにするであるとか。
- ○栁澤委員長 ワンセット必要なわけだ。パブコメをかけてそれと並行して審査会にも 諮っていく、ということなんだろうか。手続きとしては。
- ○小松澤市民生活部長 審査会の進め方を把握していないのですが、必要だとは思います。
- ○**栁澤委員長** 事務局,後で確認して下さい。法令審査会にかけてもらうのにどれぐらいの時間が必要なのか。その手続きも含めてお願いします。それも含めると,②案という話にはなりづらい。ということですね。いずれにしても国体までには何とか作り上げたいというものがあるので,他の委員どうでしょう。福田委員。
- ○福田委員 今日の資料を見せていただいて、受動喫煙防止条例というのは美唄市が初めてなんですね。平成20年以前の条例は、ほとんど路上喫煙防止、環境被害アプローチですが、美唄市の場合は受動喫煙防止からのアプローチ、健康被害とね。そうなるとどっちからのアプローチになるのかな。
- ○栁澤委員長 それはこれから。それは置いておいて、その前に日程を決める。日程を 決めればこれに沿って粛々と決めていく。

- ○福田委員 素案の作成は、1ヶ月程度3ヶ月でも少ないぐらい。ですから①案でいい。
- ○栁澤委員長 副委員長はどういうふうに考えていますか。
- ○井上副委員長 期間的には①案がいいんじゃないですか。柔軟に出来るなら1年ぐらいかけた方がいい。
- ○**栁澤委員長** 他の委員は特に意見はないですか。大体何人かの委員の意見で時間をかけた方がいいだろう。ということと法令審査会のからみがあってということなので,② 案より①案だろうなというふうに私も考えております。いかがでしょうか。①案でいこうというふうに思うんですがよろしいですか。

「はいとの声あり」

○栁澤委員長 日程については①案で進めたいと思います。各日程については流動的に考えてもらって、法令審査会をどこかにはめていくしかないので、事務局で調べてもらってそれが分かり次第うまくはめて、再度スケジュールを設定していきたい、というふうに思います。決は8月いっぱいということで、執行部の方でもスケジュール(案)はお配りさせていただいたのですが、決定ではないということで、多分毎回これからも勉強会このスケジュールには3回となっておりますが、下手すると1回ぐらい増えてしまうかもしれない。皆さん忙しい方ですから日程調整してもらって、出来れば同じフルメンバーで勉強会をやっていきたいと思います。もう一つの資料、執行部の方から説明願います。

○**塚本健康増進課長** 県からの健康増進法の改正の状況というのが来ていまして、報告 会の方で提出されております。その内容についてご説明させていただきます。 A 4 横サ イズ受動喫煙対策が次年度はどのように変わるのかという資料で説明をさせていただき ます。この度の健康増進法の改正につきましては、受動喫煙を生じさせずに喫煙できる 場所が必ずしも明らかではなかったことから、非喫煙者が望まないで受動喫煙をしてし まい、喫煙者も意図せずに受動喫煙をさせてしまう、というような問題があったことか ら改正となったものでございます。これらの問題を解決するための今回の内容でござい ますが、こちらの表の中に左が現状、右が法施行後とございます。この法施行後の方を 説明したいと思いますが、くくりの中に学校、病院、児童福祉施設等、それから行政機 関の建物も含まれます。これらについては、原則敷地内が禁煙ということになります。 敷地内の原則と申しますのは屋外に、受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた 場所で、喫煙場所を設置するということが可能になっているということでございます。 その場所では喫煙可能ということでございます。次にこの下の部分でございますが、事 務所、飲食店等でございます。新たに設置、開設する事務所、店舗、または経営規模の 店舗については屋内は禁煙、または掲示をして喫煙専用室の設置が認められているとい うところでございます。次にその下の段でございます。既存の飲食店のうち経営規模の 小さい店につきましては、経過措置が設けられておりまして、具体的に経営規模が小さ

いというのが、資本金等の額が5000万円以下、それで客席面積が100平方メート ル以下の比較的小さい店舗の店につきましては、標識を掲示することにより喫煙が経過 措置で可能というものでございます。この他、旅客運送事業自動車(バス)旅客運送航 空機(飛行機)でございますが、こちらの機内は禁煙というものでございます。その他、 船舶、列車でございますが、こちらについては専用の喫煙室を設けることが可能となっ ておりまして,その専用の喫煙室の中以外の場所は禁煙となっているものでございます。 この資料の一番下の部分でございますが、屋外や家庭等というくくりがございます。こ ちらにつきましては、喫煙を行う場合に周囲に配慮ということになってございまして、 この部分については従来と変更はございません。以上のように、学校、病院、児童養護 施設等、受動喫煙によりまして健康を損なう恐れが高いものが主として利用する施設、 それから行政機関の庁舎、バス、航空機等については、屋内、敷地内も原則禁煙。事務 所飲食店等、多数の者が利用する施設等、それから船、鉄道については、原則室内禁煙 というような内容になってございます。それ以外の場所での配慮でございますので、改 正後の健康増進法では、基本的に屋内の空間について規制するものでございまして、屋 外についての罰則を設ける規制はない、という状況でございます。先ほど福田委員さん からございました。資料1から4までは健康増進法か路上喫煙でしばるのかと話がござ いましたが、美唄市のものもございましたとおり、屋内を規制しているものでございま すので、前回お話されました駅前の階段の下の喫煙所となると、健康増進法、あるいは 受動喫煙というところの規制は出来ないかと考えております。説明は以上でございます。 ○栁澤委員長 ただ今の説明について質問があればどうぞ。

○塚本健康増進課長 スケジュールのお話が出ましたので、この法律のスケジュールがどうなっているのか説明申し上げます。現在、国会の方で審議されておりまして、平成30年に法律が交付された場合には、交付後6ヶ月以内に政令で定める日に一部施行。一部施行ということでございまして、具体的にはどういう部分かと申しますと、国と地方公共団体の責務、これについては法律が施行して6ヶ月以内に施行になります。具体的にどういうことかと申し上げしますと、国、地方公共団体については望まない受動喫煙が生じないように、防止するための措置を総合的かつ効果的に推進すると、そういったこと、あるいは、国、都道府県、市町村、かつ、業者施設等の管理権利者、その他の関係者は相互に連携を図って推進していく、というような内容のものについては、交付後6ヶ月以内ということでございます。それから事前周知が必要となってございます。先ほどの表でございますけど、法施行後の下のくくりの、学校、病院、児童福祉施設等、この中には行政機関等も含まれますが、これについては交付後1年6ヶ月以内にということになっていまして、予定では平成31年の夏頃に施行になると見込まれております。平成31年というと、ラグビーのワールドカップの開催予定ということでございまして、9月に予定があるようですので、その前の8月ぐらいには学校、病院、児童福祉施設等、

行政機関等については法を施行したいと考えているようです。事務所等の部分も含めては全面施行ということでございますが、必要に応じて喫煙の専用室の工事等の準備期間がございますことから、平成32年の4月1日が健康増進法の全面施行という予定になっております。

- ○栁澤委員長 一つ質問をさせて下さい。公共施設,施設内禁煙という項目があります。 その下に屋外で受動喫煙を防止するために,措置が取られた場所に喫煙場所を設置する ことが出来る,となっているんですが,受動喫煙を防止するために必要な措置が取られ た場所というのは,具体的にどういうことをいうのでしょうか。
- ○**塚本健康増進課長** 具体的な場所については政令で定めることで、明確には出ていなくて我々も目にすることは出来ないですが、喫煙した煙が外に出ないような仕組み、建物の中に入っていればということになるかと思います。
- ○栁澤委員長 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所というのは、 エアコンをつけてあるような、駅のホームにあるようなああいう設備を指すわけか。
- ○塚本健康増進課長 そういうことになるかと思います。煙を常に吸い込むような状況にしまして。
- ○栁澤委員長 外に出してはいけない?
- ○**塚本健康増進課長** 扉を開けても逆に建物の中に空気が入ってくるような、外に煙が 出てくるのではなくてそのような吸い込みがあるようなものがないと駄目なんだと思い ます。まだ全容がはっきりしていません。
- ○栁澤委員長 おおむねそういうことだということ。
- ○塚本健康増進課長 そうかと、思われます。
- ○栁澤委員長 現実的な話じゃない。
- ○塚本健康増進課長 ただイメージとしましては、屋外への煙の流失防止装置ということでございまして、想定されているのが喫煙室の入り口で喫煙して室内に向かう風速が、○. 2メートル毎秒以上というようなことまで想定されていまして、多分具体的にそういったことが可能ではないかと思っています。
- ○**栁澤委員長** 中で風圧をかければ技術的には可能だろうけど、そういう設備投資とか維持管理費が結構な額になると思うけど、どうでしょうか皆さん質問ありますか。現実的な話で土浦市に置き換えると、庁舎の敷地内は全面禁煙という話になってくる。そういうきちんとした喫煙ボックスを作らない限りは全面禁煙です。現状では、駐車場にパーテーションをかけて灰皿を置いてあって、あれはもう駄目だということでしょう。
- ○塚本健康増進課長 駐車場とみるのか。
- ○栁澤委員長 敷地内だよ。
- **○塚本健康増進課長** 敷地内ということであれば、今のままでは現状は不可ということになろうかと思います。

- ○栁澤委員長 やっかいな話だね。もう一つ、上位法でそういうふうに決めた場合に、現状で喫煙所を使った場合、国から罰則がくるの?
- ○**塚本健康増進課長** 国からではなくて、都道府県から県知事の方から是正勧告という ことになろうかと、いきなり罰則というよりは勧告があって。
- ○栁澤委員長 それで言うことを聞かなかったら?
- ○塚本健康増進課長 指導ということになります。
- ○**栁澤委員長** イエローカードか。そういうことだそうです。32年4月1日からですね。2年後にはそういうことになるそうなんですが、委員の皆さんはどうでしょうか。 国が言うのだからしょうがないか。そこまで含めて我々は考えていかなくてはならない。 ○**井上副委員長** 国の全面施行に合わせて、分煙施設の充実を土浦市では図った方が、吸いたい人がちゃんと吸える環境が出来るのではないでしょうか。
- ○**栁澤委員長** 確かにおっしゃる通りですね。そこまでの設備投資を市がするだろうか。 基本的にそれと同じ、現状の喫煙場所とされている灰皿を置いてある喫煙場所は、原則 全面撤去という話になっていっちゃうんだろうね。改めてきちんとした喫煙ボックス、 喫煙ボックスという表現がいいかどうか、そういうものを設置しない限りは庁舎に限定 して、敷地内は駐車場も含めて全面禁煙ですよと、ウララ2も当然そうなってくる。え らいことだね。
- 〇井上副委員長 今言った分煙についての補足なんですが、八王子市の喫煙の防止に関する条例の3枚目に、喫煙所(喫煙スポット・喫煙スペース)の整備に日本たばこ産業株式会社が協力してくれたとあります。としますと土浦市においてもある程度たばこ産業と相談なんかもしながら、どこまで予算、支援してくれるのかも含めた協議をしないと、全面的に市が負担するのであれば話が飛んじゃうので、こういった協力を受けられるようなところから、攻めていって相談して協議して金額的なことは考えたほうがいいんじゃないかと思います。
- ○栁澤委員長 公園街路課長。
- ○岡田公園街路課長 2月に駅西口の喫煙所が階段下からアトレの南側の方に移転しましたが、それに関するパーテーションに関しましてはJTの方からの寄贈でございますので、今回駅に設置していただいたのは、通常のパーテーションより大分高くて、2.4メートルあるような形になっていまして、通常土浦駅の乗降所の利用者数からいってある程度の面積を出して、それを元に今回設置していただいたんですが、駅西に設置されたのでJTの方で約200万円です。
- ○栁澤委員長 JTではそれが限界ということですか?それ以上の換気扇付とか。
- ○岡田公園街路課長 通常はそこまでは付けてなくて、今回丈を高くして200万円というのは異例の金額ということです。
- ○栁澤委員長 もう1回確認,学校,病院,児童福祉施設等,行政機関を含む敷地内は

- 全面禁煙。駅は構わないんだね。
- ○塚本健康増進課長 駅は特に今回のものには入っておりません。
- ○栁澤委員長 駅はパーテーションだけでも構わない。
- ○**塚本健康増進課長** 健康増進法から言えば特にそれに引っかかることはないと思います。
- ○栁澤委員長 岡田課長,屋根はどうした。
- ○岡田公園街路課長 屋根は付いておりません。
- ○栁澤委員長 屋根を付けなきゃだめじゃないのか。
- ○岡田公園街路課長 一月以上になりますが、その間雨も降ったりしていますが、それに対する市の方への要望・苦情、またはたばこの臭いがするという苦情は、直接公園街路課に一月過ぎましたがまだ1件も入っていません。駅を管理するアトレの方には、喫煙所をあの場所じゃなくて屋上に設置をした方がよかった。そういう意見もありました。あの喫煙所に対して苦情はございません。
- ○**栁澤委員長** 駅を利用する人でこの時代に一般的には、たばこを吸う人は遠慮がちなんだよね。そういう弱い立場の人間は、行政に対してなんでやらないんだ。なんて文句言えるか。言えないでしょ。前段でJTはパーテーションだけ付けますよ、という話があった。であれば行政がつけてほしいとお願いをしておいたが完全に無視をされた。
- ○岡田公園街路課長 その話がありました時に、アトレ内に喫煙所が出来るということで、そちらには屋根があるということで話がございました。
- ○**栁澤委員長** たばこを吸う側としては、喫煙所の場所は1ヵ所よりは2ヵ所あった方がいい。アトレにあろうが無かろうが、駐輪場を作ってもらったでしょ。雨に濡れながら、真夏にカンカン照りに大汗をかきながらたばこを吸って、市は毎年12億円も取っちゃうの?部長、もう一回検討してみて。
- ○柴沼建設部長 屋根につきましては、喫煙場所が移設する場合にそういう話がございまして、JTともそういった交渉をさせていただきました。現在の予算の中では限界という話がございまして、屋根については行政側の方でどうだという話がございました。屋根を付けるにあたっては、強制的な排煙施設も必要で完全に囲ってしまって、屋根だけあってどこかから抜ければいいのかとか、その辺もありますので、屋根の無い状況で運用を開始しましたが、利用状況を確認させていただきながら、今後検討していきたいと考えております。
- ○栁澤委員長 よろしくお願いします。その他執行部に聞きたいことがございましたらどうぞ。
- ○福田委員 今お話が出ました。アトレの1階のコンビニの奥にありますよね。設置された経緯はアトレサイドですか。
- ○**岡田公園街路課長** アトレが独自に作っております。

- ○栁澤委員長 しょうがない。鉄道はたばこ屋さんからお金もらっているから、JRが 民営化する時に、負債をいまだにJTが払っている年間何千億か分からないが、だから、 JTから言われればJRは駄目とは言えない。
- **○下村委員** 受動喫煙対策の資料でこれを守らないとか、市で指導したことになるんで すか?お店とかそういったこと警察がやってくれるんですか。
- ○塚本健康増進課長 これについては都道府県知事が規制を行うことになりまして、罰則・規程がございます。具体的には、指導・助言とか、これを経て勧告・公表・命令、それでも従わない場合には、裁判所で過料を決めていく。ということになっております。
- ○下村委員 発見する人,通報する人がいるわけでしょ。最初はどこで受付するんですか?要するに守っていない,学校,病院,児童福祉施設の周り,行政機関の建物もそうですけど,誰かが見つけて通報するわけでしょ。具体的には,通報先とか取り締まり先は誰がするのか。規則だ,罰則だとか都道府県知事はやっているけど,法律があって無いようなもんじゃないですか。警察が取り締まってくれるのかどこに通報したらいいのか分からない。
- ○栁澤委員長 その辺は法律を作る方じゃないから。
- ○下村委員 分かっていればということです。
- ○川村保健福祉部長 具体的にはまだ明らかにされていませんので分かりませんが、それは都道府県の方で行うということです。
- ○下村委員 市町村の担当を窓口に作ってみてやりなさい。となるとまたお金がかかってしまうのかもしれませんけど、大変かもしれませんね。
- ○栁澤委員長 他にこれまでの件でご質問がなければよろしいですか。
- ○井上副委員長 分煙についての資料が欲しいんですけど、先ほど言ったような内閣府が決められた分煙の、0.2メートル毎秒以上そういうような、国が認めるような施設というのは、課長が言ったように屋根無しだったら200万円かかると、具体的に国が認めるような施設を作るには幾らぐらいかかるのかといった、仕様、形式が欲しいですね。あまりにも高いのでは予算化出来ないという話になってしまうので、次の勉強会までに国が認定出来るような、勝手にサンパルにあったような空間で吸い込むような、あの程度では駄目なんだろうと思うので、そういった金額的なものを調べていただけるとありがたいなと思います。
- ○**塚本健康増進課長** 今現在,イメージとしてこういうイメージなので金額の話は,具体的な全容が分かってくれば見積もりとか,どれぐらい整備にかかるのか分かるかと思います。
- 〇井上副委員長 今のJRにあるようなあのレベルで大体どれぐらいかとか, 既存のもので大体どれぐらいして。
- ○栁澤委員長 駅のホームにあるものか?

- ○井上副委員長 そう、そう。あれはちゃんと戸が付いているでしょ。大体どれぐらいするのか分からないとイメージが沸かないですよ。
- ○塚本健康増進課長 分かりました。
- ○**栁澤委員長** 調べておいて下さい。他になければこの件はそこまでで、次にお手元に地図が3枚あると思います。神立、土浦、荒川沖周辺の地図。今回の計画は3つの駅中心にということから始まりまして、いずれ近いうちに対象のエリアを決めていかなければいけないので、土浦駅と荒川沖駅は大体頭に入っているのですが、神立は頭の中に入っていません。後で神立駅周辺の地図を持ってきて把握しようと思うのですが、エリアについてここからここという話は今回持っていかないと思っているので、まずこの3枚の地図を眺めてもらい現状を確認してもらい、その上で次回以降に具体的な対象エリアを決定していきたいと思います。
- ○**荒井委員** 神立駅の地図は完成予想図の地図はあるよね。
- ○栁澤委員長 完成予想図というのは。
- ○荒井委員 区画整理をやっているでしょ。これは現状の地図です。
- ○柴沼建設部長 荒井委員のご指摘の通り、神立駅西口は区画整理事業で広場が整備されるようになっています。東口ですが先月自由通路が暫定的ですが開通いたしまして、東口に直接降りられるようになります。その関係で、東口の広場の整備計画がございます。現在のスケジュールですが、西口広場が平成34年の3月、東口は若干早く32年の3月、いずれにしても国体が終わった後なのです。そのエリア取りの話も現実的に工事中で広場を使っていないところもほとんどですので、先ほどのスケジュール(案)で、平成32年元号が変わって9月1日ということでございますけれども、その時点で形が無いような状況で区域の設定というのは果たしてどうなのか、そこら辺が課題になってくると思います。神立だけ少しずらすとか今後の検討課題として勘案いたします。
- ○栁澤委員長 ただ今説明がございまして、神立は後からという話にせざるを得ないのかな。
- ○荒井委員 イメージ図で大体こんな感じで、後は出来あがらないと分からない。
- ○栁澤委員長 予定としてね。
- ○荒井委員 まだ出来ていないので保留にするしかないもんね。
- ○柴沼建設部長 東口は最終的な絵が出来ていない状況だったと思います。情報を収集してお見せ出来るものがあれば用意させていただきます。
- ○栁澤委員長 この期間中に間に合うのであれば東口の完成予想図をね。
- ○柴沼建設部長 将来の計画図,をですね。
- ○栁澤委員長 そこら辺は予定を作りましょう。
- ○柴沼建設部長 3月の一部事務組合と調整します。
- ○栁澤委員長 ということで、神立を除いて土浦、荒川沖で当面設定していきたいと思

います。委員各自確認をして下さい。特に荒川沖は地元がいるから、塚原委員、福田委 員、下村委員、荒井委員も荒川沖か。ではみんなで考えましょう。土浦は次回エリアの 設定をいたします。もう一点エリアについて言いますと、前回の勉強会の中で今回の条 例で当面駅広で始まったんですが、公共施設の敷地も含めてやっていくべきなのかとい う話。確かに言ったんですが覚えていないかな、公共施設内の敷地はどうするか。そん な話をしたよね。前回の決定事項、道路駅広、公共施設内の敷地は決めていない。逆に 執行部に聞きたいですが、この条例を作っていくにあたって議会として公共施設、幅広 いですけどそこまで踏み込んでいった方がいいのか。それとも踏み込んでもらっては困 るのか。困ることは無いか、駅前だけにしてくれとかどうですか。例えば、会議が始ま る前に学校の話をしたけど、教員が1割ぐらい喫煙者がいる。たばこを吸う先生と話し ていたけど非常に困っている。鈴木さんはたばこを吸わないよね、それが非常に悩まし いんだと、これは執行部が対策をしてから話をしていきますが、執行部としてはどうい うふうに考えますかということです。公共施設の敷地まで条例を作るのであれば、踏み 込んでいった方がいいのか、それとも公共施設の場合には上位法が出てくるので、今回 は踏み込まなくてもいいのではないか。というのがあると思いますが、当然今までの出 来上がった条例も同じことが言えるんですがどうでしょうか。

- ○川村保健福祉部長 どういう観点で作った条例かでも変わってくると思います。受動 喫煙防止という観点からいけば健康増進法の改正が行われておりますので, 法律でも決まってしまいますので市町村は条例を作る必要は無くなってくると思います。
- ○栁澤委員長 健康被害が入ってきた場合か。
- ○川村保健福祉部長 はい。
- ○栁澤委員長 それは後に聞くとして、何か執行部に質問あれば、無ければ執行部に退席していただきますけど、よろしいですか。

「(はい)との声あり」

○栁澤委員長 今日はありがとうございました。また次回勉強会でよろしくお願いします。

(執行部退席)

- ○栁澤委員長 前段で福田委員から話がありました。どこから入っていくのか、健康被害がメインなのか、環境美化、ポイ捨てなのかという話がありました。
- ○福田委員 前回までの決定事項で受動喫煙を防止するための分煙条例というのは、という形でいいのではないか。
- ○栁澤委員長 前段に話をさせてもらったんですけども、健康被害という観点は上位法に任せておいて、なぜ受動喫煙という言葉を出したかというと、健康被害は置いておいて単純にたばこの臭いが嫌だという人が結構多いんですよ。今は西口の階段の下の灰皿が撤去されたからいいけど、元々はあの下でたばこを吸われて階段を上がる人が臭くて

しょうがない。というところが話の発端でありまして、今になってみれば灰皿が撤去されてそういうクレームは出てこないはずなんですが、その辺が入り口だったんですよ。同じ受動喫煙という言葉を使っても国の方では健康被害、我が方は言わば迷惑防止。そういうイメージとしてということで、私は話をしてきたつもりなんですけれども、単に健康被害は国がやっているからいいだろうと、屋外では果たして受動喫煙という表現が合うかどうか、屋外で吸えば煙が上に昇って、道を歩いている人には風でも吹かない限り臭いは行かない。というのが一般的でしょう。屋外において受動喫煙云々という表現はあたらないのかな、という気もしなくはない。川崎市の写真が3枚目にあった。屋根だけあって壁がないでしょ、相当な人数が一度に吸っては脇を歩いている人は臭いよね。こういう写真を見ると屋外でもありなのかなという気がする。土浦市で付けるにあたっては、非喫煙者に対するたばこの煙による臭いの迷惑防止。それから歩きたばこをしている人がいた場合、それにぶつかって火傷をしたり服に穴を開けたり、という意味での迷惑防止・危険防止か。環境美化という観点からポイ捨て。大体理由はこの3つなのかな。

- ○鈴木委員 受動喫煙を防止するためというのが入っちゃうと、どうしても健康というのがメインの解釈をされるようになり、今委員長が言ったことは、ずれちゃうから、そこを分煙という言葉にするのがいいのか。
- ○栁澤委員長 表題を含めてきちんとしておかないとこの後進みづらい、それによって公共施設の敷地内までどうするのか、ということに係ってくるのでこの一点だけまとめてしまいますか。どうですか?荒井委員どうですか?それでよければ理由も含めて表題の部分だけ決めてしまいましょう。
- 〇井上副委員長 前回の話では受動喫煙というのも重要だし、喫煙者の喫煙場所も確保するのも大事だし、ということで合体したような気がするんですね。あくまでも委員長が言ったように3点ぐらい市民向けに、吸う人が屋根の無いところに追いやられるのは、吸う人が差別になってしまうので、条例を作るのであれば吸う人の意見も入れて、場所を確保してあげるのが本音であって、建前は色々なことをやっても強いところは分煙のところだと思います。
- ○栁澤委員長 そうすると前回の決定事項,受動喫煙を防止するための云々。これは受動喫煙を防止するための分煙条例。という表現でいけそうな気がしなくもないけど難しいかな。
- ○下村委員 難しいことをやってもしょうがない。私の感覚は、国で平成31年の8月頃には受動喫煙対策の法律が施行されるわけですね。それと、学校、病院、敷地内の禁煙は予定では平成31年の8月ですね。事務所とか飲食店は2020年の4月以降の予定ですよね。それで決まってくると、分煙だとか望まない受動喫煙が生じているということは法律で決まってくる。私達がやろうとしていることは、スケジュール的には平成

- 31年の4月から周知期間をもって9月の1日となってくると、路上とかそういったことしかないので、路上だけのことというと八王子市の子供達が火傷をしたとか、衣類に火がつくとか、たばこの臭いが気になるとか、その辺で指定してしまえば済んでしまうような気がします。
- ○栁澤委員長 それをどの辺まで指定するか。指定するにあたってこういう条例を作るのでここは駄目ですよ。というふうになってくるんですよ。
- ○下村委員 それはこの次にやるわけでしょ。
- ○栁澤委員長 やるよ。こういう条例の表題によっては、中身も大分変わっていかざるを得ないので、そのために受動喫煙云々を採用するか、しないか。
- ○下村委員 人がいっぱいいるところだけならある程度,駅から降りた時,バスから降りた時,そういった時が受動喫煙がすごく訴えられるはずで,例えば,出来るか出来ないか分からないが桜町の飲み屋を禁煙にした場合反発を食らうので,健康被害というのははずしてもいいのかなと思う。受動喫煙じゃなくて軽い条文。
- ○**栁澤委員長** 資料の2,八王子市路上喫煙の防止に関する条例。この程度の話でどうですか。
- 〇井上副委員長 その対策として分煙箇所を設ければ、下村委員が言っているのはそれでいいのかな。その中で吸える人の権利を守れば、健康になっちゃうわけでしょ、受動 喫煙が入ると、そこがネックであれば下村委員の意見でいいのかな、と思うんですけど どうですか。
- ○栁澤委員長 受動喫煙という表現は使わないで、土浦市路上喫煙の防止に関する条例。 こういった表現の方がいいのではないかという意見がありました。これについてはいか がですか。
- ○塚原委員 元々これをやろうとスタートしたときに、受動喫煙を無くすようにしようとスタートしたと思うんですね。委員長がお話した3点については、路上喫煙防止の方が合っていると思うんです。受動喫煙対策法が出来る。
- ○下村委員 出来ちゃう。出来ちゃうから駄目なんだよ。かぶっちゃうんですよ。
- ○塚原委員 出来るからそれに向けてこっちからは受動喫煙防止でやると、何かずれていないですか?
- ○下村委員 そうでなくて、上位法で健康被害に関しては定めてくるから、道路だけではないので土浦市は道路をやってあげよう、ということでいかがですか?
- ○塚原委員 別に受動喫煙で駅とこの道路だけは受動喫煙防止法に当てはまりますよ, とやればいいんじゃないかな。駅とこの周辺・地域は受動喫煙防止法としてこうやって 喫煙所を設けていますよ。とやればいいんじゃないかと思うんですけど。
- **○下村委員** 上位法に準拠するとか文言を審査されて、それは使ってはいけないとか問題が出てくるんじゃないですか。法律的なものだから強制は出来ない。

○塚原委員 結果的には私たちは、喫煙する人、しない人をきっちり区分けして受動喫煙しないようにする。逆に歩いている人に煙を吸わない、当たらないとか、最終的には受動喫煙になってくるんじゃないかと思いますけど、どちらかというと今は敷地を明確にして、国がオリンピックに合わせていますよね。こちらは国体に合わせてやっているんですけど、だからこちらが遅れてくるのが現状だと思うんです。国は2020年に向けての話ですから、それであれば先だって土浦市はこういうふうにやっていると、最初はスタートした話なのかなというふうに、色々な勉強会の中で結果的にこっちがいいのであれば、先ほどの路上喫煙防止法でいいのかなと思います。

○**栁澤委員長** 受動喫煙という表現を使ってきたんだけど、どうしてもイメージも含めて現実的に健康被害ということが目的で、屋内は吸いたくなくてもたばこを吸っちゃうけど、屋外は難しくて程度問題になると思う。受動喫煙という表現が厳しいようなイメージなんです。この時代に一般向けするような、本来はその言葉をうまく使っていけばいいのだろうけど、今まで色々話し合いをさせてもらって、ちょっと無理がありそうな気がするので、まして上位法で国が敷地内も含めて条例が出てくるとなれば、我々は受動喫煙は止めようか、それで今出てきた路上喫煙の防止に関する条例、これの方がいいのではないかというような流れで来たのですが、どうですか?受動喫煙という表現を使うか使わないかでいっちゃいますか。具体的にどういう名前にするか、それは後にしてどうしましょう。

「(受動喫煙は使えない)との声あり」

○栁澤委員長 受動喫煙の1回決を取らせてください。受動喫煙を使っていこうという方、挙手を願います。受動喫煙という表現は使わないという方、挙手を願います。

(井上・福田・鈴木・下村・塚原委員挙手)

○**栁澤委員長** 3対5,分かりました。受動喫煙という表現は使わない、ということに決しましたので、これ以降は新たなうまい表現、八王子市の路上喫煙の防止に関する条例も含めて、時間があったら考えて下さい。次回の勉強会でこういうのがいいだろう、というのを出していただきたいと思います。それに合わせて、先ほどの執行部の説明で上位法では、公共施設内の敷地内も全面禁煙ですよ。きちんとした喫煙ブースがなければという前提がつくのですが、何千万円もかけてそういうブースを執行部が作るとは思えないので、この辺は我々も平行して考えていきたいと思います。この地図の中のエリアを設定して、その中に庁舎がある、民地もある。民地も公共地もエリアに入ってしまえば同じ扱いをしていかざるを得ない、というふうに考えますのでこの辺も検討していきたいと考えます。そんなことでよろしいですか。それでは皆さんの方で何かございますか?

(発言者なし)

○栁澤委員長 無ければ冒頭で言いました4市の資料をよく読んでいただくのと、表題

をうまく考えてもらうことをお願いします。事務局その他何かありますか?

- ○宮崎事務局係長 次回の勉強会の日程をお願いします。
- ○**栁澤委員長** 次回の日程ですけれど、1案で決定しましたので、5月の定例会前、5月の第4週ぐらいに執行部は忙しいのだろうか。議会前だね、川上次長定例会前はどうですか?執行部は忙しいのか?
- ○川上事務局次長 その頃は事前の委員会をやられている頃です。
- ○栁澤委員長 事前が入っている?我が方はいつであろうか。
- 〇井上副委員長 28日か29日(月)(火)のどちらかでしょう。
- ○栁澤委員長 第3週か第4週。
- ○鈴木委員 事前の後は出来ないの?
- ○栁澤委員長 いつでもいいですよ。
- ○鈴木委員 6月の事前は短いでしょう。
- ○**栁澤委員長** 何が出てくるか分からないけれど, 5月末の頃に予定しますか?第5週 事前委員会の終わった後。

「(委員会の後がいい) との声あり」

- ○**栁澤委員長** 5月の事前委員会の後ということで、後で事務局は各委員会の日程を確認して3つの委員会の後の5月中にもう1回勉強会を開催する。ということで執行部と日程の調整して下さい。次回の勉強会は5月の末ということでお願いします。事務局からお知らせありましたね。
- ○**宮崎事務局係長** 4月の26日に議会報告会のリハーサル,議会報告会が5月9日, 10日となっております。以上でございます。
- ○栁澤委員長 その他なければ以上で終わります。ありがとうございました。